

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道川口草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>草加市吉町五丁目一三七二番四地先から草加市吉町五丁目一一二三番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年一月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年一月二十二日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一八〇・九メートル</p>